

公 告

次のとおり、一般競争入札最低価格落札方式による事業者選定を行うため、別途仕様書等のとおり参加事業者を募集する旨公告します。

令和8年8月18日

桜井市長 松井 正剛

1. 入札事業

桜井市地域防災計画等見直し委託業務

2. 一般競争入札に付する入札の内容

(1) 委託期間

契約締結日から令和10年3月31日までの間

(2) 支払予定額

令和8年度 約53%、令和9年度 約47%

詳細は落札後に協議の上、決定します。

(3) その他

入札物件の詳細については、仕様書等のとおりです。

3. 入札日程

(1) 参加表明書の提出

令和8年8月25日(火) 午後2時まで(必着・郵送可)

(2) 仕様書等に関する質問

令和8年8月27日(木) 午後2時まで

参加表明をした事業者に対し令和8年9月1日(火)までにメールにて回答を送付します。

(3) 入開札

令和8年9月4日(金) 午後2時

入開札場所は「桜井市栗殿432番地の1 桜井市役所3階 入札室」

(4) 入札の辞退

令和8年9月3日(木) 午後5時まで(必着・郵送可)

4. 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる要件を満たす事業者であること。

- (1) 入札書の提出の日から開札の日までの期間に、桜井市物品購入等の契約に関する入札参加停止措置要綱による入札参加停止措置（以下「入札参加停止」という。）を受けていないこと。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (3) 経営不振の状態（会社更生法【平成14年法律第154号】第17条第1項の規定により、

更生手続き開始の申し立てをしたとき、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づき、再生手続き開始の申し立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等をいう。）にないこと。ただし、同法に基づく再生手続き開始の決定を受けた者であっても、再生計画の認可の決定を受けた者については、再生手続き開始の申し立てをしなかった者又は申し立てがされなかったものとみなす。

- (4) 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団および同条第 6 号に規定する暴力団員でないこと。
- (5) 桜井市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 21 条）第 2 条第 1 号若しくは第 2 号に該当する者又はこれらと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (6) 本市の「令和 8 年度入札参加者資格者名簿」において、営業種目の「Q 委託業務」-「12 事務・サービス」に登録された事業者であること。
- (7) 過去 5 年以内に奈良県内の市町村において地域防災計画策定または改定業務の実績を有すること。
- (8) 本業務に係る個人情報の漏洩、紛失又は改ざんの防止その他個人情報の適正な管理のため、JISQ27001（情報セキュリティマネジメントシステム）もしくは JISQ15001（プライバシーマーク（P マーク））のいずれかの資格を有していること。
- (9) 次の①に掲げる書類を「3. 入札日程」に示す期日までに「10. 事務局」に示す提出場所に提出した者。

①参加表明書（様式ア）

5. 入札保証金および契約保証金

- (1) 入札保証金
免除します。

- (2) 契約保証金
契約の相手方は、契約金額の 100 分の 10 に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、桜井市の契約規則の契約保証金免除項目に該当する場合は免除される場合があります。

6. 入札方法

- (1) 開札は、入札に参加する者又はその代理人が出席して行うものとします。
- (2) 代理人をもって入札する場合は、その委任状（様式 B）を入札日に提出してください。
- (3) 落札決定に当たっては、入札書に記載された総額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（ただし、当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とします。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税および地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額から消費税および地方消費税を除いた額を入札書に記載してください。
- (4) 入札者は、所定の入札書（様式 A-1）を作成し、封をした上、所定の場所および日時に入札してください。
- (5) 入札者は、その提出した入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことはできません。
- (6) 予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とします。
ただし、予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、直ちに再度入札（2 回実施、計 3 回）を実施します。なお、再度入札を辞退する場合は、再度入札辞退届（様式 E）を提出してください。

- (7)落札者となるべき同金額の入札者が2以上ある場合は、直ちに「くじ」で落札者を決定します。
- (8)落札者は、入札終了後速やかに見積積算内訳書（様式 A-2）を提出してください。
- (9)再度（2 回目）入札によっても予定価格の制限に達した価格の入札が無い場合は、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定に基づく手続きに準じて、最低の価格をもって有効な入札を行った者を相手として、随意契約を締結するための協議を行うことがありますので、その際には見積書（様式 C-1、C-2）を提出してください。

7. 入札の無効

次に掲げる(1)～(9)までのいずれかに該当する入札は、無効とします。

- (1)この公告に示した競争入札参加資格のない者の入札。
- (2)指定の期日までに必要書類の提出がなかった者の入札。
- (3)入札書記載の金額を加除訂正した入札。
- (4)伝送をもって送付してきた入札。
- (5)入札書に記名押印を欠く入札。
- (6)入札書の重要な文字の誤脱等により必要な事項を確認できない入札。
- (7)同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札。
- (8)入札に際して公正な入札の執行を妨害する行為があったと認められる入札。
- (9)その他、入札に関する条件に違反した入札。

8. 契約の締結および契約書作成の要否

落札者と桜井市による委託契約の締結を要します。また、契約書作成に要する費用については、落札者による負担とします。

9. 契約の不締結

落札決定後、契約締結までの間に、落札者について次のいずれかに該当する事由があると認められるときは、契約を締結しないものとします。

- (1)落札者の法人にあっては非常勤を含む役員および支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあってはその者および支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。)が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2)暴力団（暴対法第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- (3)落札者の役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- (4)落札者の役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- (5)落札者の役員等が、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- (6)本契約に係る下請契約又は資材、原材料の購入契約等の契約（以下「下請契約等」という。）

に当たって、その相手方が上記（１）から（５）のいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したとき。

(7)本契約に係る下請契約等に当たって、上記（１）から（５）のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合（上記(6)に該当する場合を除く。）において、桜井市がその契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手方がこれに従わなかったとき。

(8)本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を桜井市に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

10. 事務局

〒633-8585

奈良県桜井市大字栗殿 432 番地の 1

桜井市 危機管理課 本庁舎 3 階

電話：0744-42-9111（内線 1411）